

新規・移住定住就職支援金支給事業

(南魚沼市介護人材確保緊急5か年事業)

市内介護サービス事業所への就職を促進し、介護人材を確保するため、市内に住所を有する方、市外からの移住してきた方が市内の介護サービス事業所に就職する場合に就職支援金を支給します。

申請期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日 ※ 就職後 60 日以内に市に申請してください
対象介護施設の常勤職員	次のサービス提供を行う介護施設（福祉用具販売・貸与、みなし医療機関・薬局は除く）居宅（介護予防）サービス、居宅介護（介護予防）支援、地域密着型（地域密着型介護予防）サービス、施設介護サービス ※南魚沼市職員は除く 常勤職員：週32時間以上又は月128時間以上勤務する方
対象要件	・ 1年以上居住している市民（介護施設に初めて就職する方に限る） ・ 南魚沼市外から移住し（1年未満の居住者）、 <u>引き続き市内に1年以上定住する方</u> （南魚沼市出身者で大学、専門学校を卒業しUターン就職をする方も含む）
対象者 (全ての要件を満たす方)	(1) 市内の介護施設に介護職員として <u>就職し継続して1年以上の勤務が見込まれる方</u> （就職する時点で1年以内に退職することが決まっている場合は申請できません） (2) 介護施設の運営法人に直接雇用されている方 (3) 居住地の市町村税を滞納していない方 (4) 過去にこの要綱による支援金を受給していない方
補助金額	就職支援金 20万円（申請は1人1回限り） ※ <u>本支援金は雑所得になります。必要に応じて所得の申告をしてください</u>
提出書類 ※申請書等は窓口にあります	【申請時】 (1) 南魚沼市介護人材新規・移住定住就職支援金支給申請書（様式第1号） (2) 介護施設勤務証明書（様式第2号） (3) 市町村税の納税証明書（居住地の市町村で発行しています） (4) 本人名義の通帳の写し（提示でも可） (5) 本人確認書類、マイナンバーを確認できる書類 【就職日から1年後】 (1) 介護施設勤務証明書（様式第2号）
提出先問い合わせ	〒949-6696 南魚沼市六日町 180-1 南魚沼市役所 介護保険課 介護保険係 電話 773-6675 FAX773-6723
決定及び通知	「南魚沼市介護人材新規・移住定住就職支援金支給事業実施要綱」により審査のうえ決定し通知します。支援金の申請等に関し、偽りその他不正な行為があったと認められた場合は支援金を返還していただく場合があります。